

◆復興特別所得税の記載漏れに注意してください

還付申告の方も含め、申告するすべての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要です。復興特別所得税は、平成25年分〜平成49年分の各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。

◆東日本大震災の被害を受けて避難されている方

納税地を所轄する税務署の管轄外へ避難されている皆様の国税に関するご相談は最寄りの税務署でお受けすることができます。

◆公的年金を受給されている方

公的年金などの収入金額が40万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要がなくなります。住民税の申告は従来どおり必要となります。

この場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

◆税理士による無料税務相談所

e-Taxによる申告相談を行っています。

利用者識別番号、暗証番号がわかる場合は持参してください。

開設期間および時間

2月18日(月)〜22日(金)

(土日を除く)

午前9時30分〜午後4時

※受付は午後3時30分まで。

※正午〜午後1時は休憩時間です。

場所 高浜市役所 会議棟

対象となる方

① 給与所得者および年金受給者の方。

② 前年分の所得金額(青色申告特別控除前または事業専従者控除前)

が300万円以下の方。

③ 消費税課税事業者である場合には、

基準期間(平成28年分)の課税売上

上高が3000万円以下で、かつ

②に該当する方。

※申告内容によっては、税務署の確定申告会場を利用いただくことがあります。



T O W N T O P I C S

まちの話題

12/1 [土]

愛知県心身障害児(者)福祉大会で協議会長賞を受賞しました。

平成30年12月1日に開催された第36回愛知県心身障害児(者)福祉大会にて、中尾友彦さんが障がいがありながらも自立し、他の模範になると認められたため、愛知県心身障害児(者)福祉団体連絡協議会の会長賞を受賞しました。



12/12 [水]

あいち少年少女創意くふう展で振興賞を受賞

液体を吸い込む「えきたいそうじき」を発明した、坂口空来くん(高浜小5年)が、作品を携えて市長表敬訪問をしました。あいち少年少女創意くふう展で振興賞を受賞しました。お茶をこぼしたときに、きれいにできるアイテムがないか、というアイデアから生まれた作品です。

